



たいと思います。

よろしく願いいたします。

○石崎参事官 それでは、お手元の資料1-1とその次の資料1-2を御覧ください。

委員の方、少し入れ替わりもありましたので、振り返りも含めて、6月26日の取りまとめについて、若干御説明させていただきたいと思います。

資料1-1、1ページ「1. 入札・契約に関する手続の所管」、物品・役務は各省庁、建設工事・測量等は、経営事項審査等は国交省、実務のところは各省庁がやっているということでもあります。

2ページから3ページ「2. 契約の種別の簡素化の取組」ということで、大まかに分けて物品・役務と建設工事・測量等があります。物品・役務に関しましては、現在進められている取組としては、国・地方IT化・BPR推進チーム、eガバメントの方で業務改革に取り組んでいるですとか、今後の取組予定としては、電子調達システムの利用の事務遂行の早期実施、電子応札契約の推奨など、記載のとおり取組がございまして。

一番下にありますように「政府調達（公共事業を除く）」というのは、要すれば、物品・役務でありますけれども、その手続に関しては電子化推進省庁連絡会議というものがございまして、各府省庁、官房長以下の会議体が設置されて、調整実務を行っているということでございます。

4ページ、課題と対応ということでありまして、今年の4月から5月にかけては、事業者団体のヒアリングですとかアンケート調査を行いまして、その中で、課題としては、競争入札参加資格審査については、提出書類の作成負担が大きいですとかオンラインで取得できない情報がある、入札自体については、添付ファイルのデータ容量の上限が低い、契約の締結についても提出書類の作成負担が大きいといった課題が挙げられています。

対応として、枠囲みにありますように、調達総合情報システムにおける統一参加資格申請時の提出書類の見直し、政府電子調達システムの利便性向上など、政府電子調達に係る課題について、内閣府及び内閣官房の協力を得つつ、各省庁と連携し、総務省が検討を進める。その際、内閣官房が全省庁の協力を得つつ行う官民データ活用推進基本計画における行政手続の棚卸しの結果を踏まえることとするということ。独立行政法人の入札参加資格について、国との統一運用を行っていない法人の所管省庁は見直しを進めるといった対応を行うこととされております。

次が建設工事・測量等でありますけれども、これにつきましても、中央公共工事契約制度運用連絡協議会というものがあって、ここに各省庁ですとか、独法が参加しているということでもあります。

課題と対応につきましましては、経営事項審査、これの提出書類の種類、量が多いですとか、行政機関が保有している情報の提出を求められる、競争入札資格審査について、物品・役務のように参加資格が統一されていないですとか、入札についても幾つかの問題点があるということでもあります。

6 ページ、これに対する対応として、経営審査事項の書類の提出・作成負担の軽減について、国交省が見直しを進める。競争入札参加資格の運用の改善について、調達を行っている省庁は連絡協議会に参加する。未参加の独法については、参加を求める方向で検討を進める。こういった協議会の場も活用しつつ、国交省が中心となり競争入札参加資格審査の運用の見直しや、その他の課題について検討を進める。注記として、国の簡素化の取組について、地域発注者協議会や各都道府県担当会議等を通じた働きかけにより、地方公共団体への普及を図るということでもあります。

7 ページ、スケジュールということで、10月末までに先ほど述べました対応についてということで、各省庁が見直し・検討を行う。11月から12月ということで、今回見直し・検討の結果について、関係省庁からヒアリングを行う。1月から3月までに行政手続部会として必要な改善を求め、関係省庁は必要な見直しを行う。こういったスケジュールになっております。そういった意味で、物品・役務について今回総務省からヒアリングを行い、建設工事・測量等について国交省からヒアリングを行うということでもあります。

資料1-2は、それを簡単に要約したものであります。

事務局からの説明は以上であります。

○高橋部会長 おさらいをしたということで、どうもありがとうございました。

それでは、それを踏まえまして、ヒアリングに移りたいと思います。

委員、専門委員の皆様におかれましては、各省の御説明を聴取していただいた上で、それを受けて御質問、御議論をお願いしたいと思います。

(総務省入室)

○高橋部会長 どうも本日はお忙しいところ、ありがとうございます。

それでは、総務省より資料2-1について、時間の関係上、10分以内で御説明を頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。

○吉田総括審議官 総務省でございます。よろしく願い申し上げます。

去る6月の本手続部会におきまして、いろいろ御指摘を頂戴いたしました政府電子調達システムの関係でございますけれども、その後、御指摘等を踏まえまして、関係省庁の協力もいただきながら、改善に向けての取組を行っている途中でございます。現在の状況につきまして御説明申し上げます。

担当課長から御説明を申し上げます。

○犬童課長 資料2-1に基づきまして、御説明申し上げます。

1 ページ、上段に行政手続部会、今年6月の取りまとめの中で指摘いただいた、調達総合情報システムにおける統一参加資格申請時の提出書類の見直し、政府電子調達システムの利便性の向上といったことについて、総務省と内閣官房、あるいは各省庁と連携して検討するという事になっているものでございます。

下でございますのが、今の検討状況でございます。まず、調達総合情報システムにおける統一参加資格申請時の提出書類の見直しでございますが、申請時に必要な添付書類が幾

つかございますけれども、それぞれの書類につきまして、各省庁に対しまして、その必要性の再検討を依頼してございます。その結果を踏まえまして、一部簡素化に向けた検討を行っている状況でございます。後ほど具体的に説明したいと思います。

2つ目、政府電子調達システムの利便性向上への対応でございますが、こちらについては、先ほどの調達総合情報システムとあわせまして、利用実態、改善要望について、各省庁のみならず、民間利用者双方に対してアンケートを10月上旬に実施してございます。今、その結果を分析してございますけれども、それを踏まえまして、課題、対応策について検討していきたいと思っております。なお、民間事業者の内訳でございますけれども、資格申請で資格をとっていらっしゃる大企業、中小企業を中心に120社を抽出してアンケートを行っております。

次のページ以降が検討内容でございます。まず1つ目の競争参加資格申請時の提出書類の見直しでございますが、アンケートでの主な意見、多い順から挙げてございます。項目で4つありますけれども、下線が引いている項目については、6月に取りまとめたいただきました行政手続部会の「入札・契約に関する取りまとめ」においても課題として指摘された部分でございます。

1つ目が、申請に当たりまして、添付書類を複数の役所から別途取得する必要があるということで、そのコスト、手間がかかっているというものでございます。

2つ目が、登記事項証明書、納税証明書等については、法人番号による一元管理等を行って、提出そのものを不要としてほしいという要望でございます。①、②については、後ほどまた詳しく御説明します。

3つ目が、調達総合情報システム、通信回線、申請者、利用者側の端末等に障害が発生した場合に手続が行えなくなるのではないかと懸念も意見としてございました。これについては、システム障害の発生等におきましては、現在も柔軟な対応を行っているところでございまして、これからも柔軟に対応していく方向で検討してございます。

4つ目が、オンライン申請手続の操作方法の習得が容易でないという御意見もございました。こちらにつきましましては、操作マニュアル、FAQを作成してありますが、それをさらに充実するとともに、ヘルプデスクを設けていますので、ヘルプデスクの利用ということも周知することで、できるだけスキルアップを促進してまいりたいと考えてございます。

次のページ、提出書類の見直し、添付書類についての各省庁の必要性検討の結果でございます。左の欄が添付書類でございますが、現在5つの種類の添付書類を設けてございます。

1つ目、まず登記事項証明書の写しでございます。意見としては、申請書の記載内容、いろいろございますけれども、その適正性を確認するためには必要という意見がある一方で、法人番号の活用ということで、バックオフィス連携が可能となれば、提出不要化も可能となるのではないかと御意見もありました。

2つ目、財務諸表等でございます。こちらについても申請内容の適正性を確保するため

に必要という意見が出てございます。

3つ目、営業経歴書でございます。これも申請の記載内容を適正かどうかというものを審査するのに必要という意見がある一方で、一部、登記事項証明書と重複している事項もございまして、こういったものは簡素化、省略できるのではないかという意見。そもそも営業経歴書が「営業年数」をとることも一つの理由として挙げられてございまして、その等級の格付に影響するということで、「営業年数」をとるための書類として必要な部分もあるという意見もございました。

4つ目、納税証明書の写しでございます。これは適正な契約の履行を確保するために、その判断のために必要だということが意見としてございます。なお書きで書いていますが、国税庁から、過去、滞納未然防止の観点から、こういったものをもっていただきたいという依頼もあったということでございます。あわせて、法人番号の活用、これもバックオフィス連携で提出不要化も将来的には可能ではないかという意見もございました。

5つ目、誓約書・役員等名簿でございます。これは予算決算及び会計令第70条第3号、暴力団員等々でございますけれども、それに該当しないことを確認するために必要だということで、その該当者照会には4情報、氏名、振り仮名、性別、生年月日が最低限必要だということでございます。また、誓約書を出させるということは、申請者に誓約すべき事項を認識させる効果も期待されるという意見もございました。

一方で、申請書に誓約書の内容を記載することで、申請書の提出をもって誓約したという取り扱いも検討の余地があるのではないかという意見もございました。

これらの意見が出ていますので、一部は簡素化とか提出不要化に向けた検討を今後していきたいと考えてございます。

次のページ、政府電子調達システムの利便性向上のほうの課題でございます。アンケート結果を見ますと、まず1つ目、先ほどの障害があったときの手続きが不可となることへの懸念ということでございまして、これについても柔軟な対応を行っているところでありまして、より柔軟な対応ができるように見直しを図ってまいりたいと思っております。

2つ目、これは行政手続部会の取りまとめでもございましたけれども、提出書類の添付ファイルの上限サイズは、今、3メガと設定されていまして、さすがに時代に合っていないのではないかという意見でございます。これについては、実態を踏まえて拡大する方向で対応していきたいと思っております。

3つ目、どちらかという利用者側の課題かと思っておりますが、新たなネットワーク環境とか端末の追加配備等の整備が必要だということでございます。

4つ目、これは先ほどもありましたが、オンライン手続の操作方法の取得が容易でないということでございまして、これはマニュアルとかFAQの充実化等々、先ほどと同じような対応を検討してまいりたいと思っております。

契約手続の方でございます。これは民間側からの意見でございますが、電子契約を行うためには、社内ルールの整備、協議等の内部調整が必要という意見も多数ございました。

これについては、もう既に社内ルールを整備されているような企業さんの先行事例を調査しながら、周知徹底を図ってまいりたいということでございます。

2つ目は、役所側の話でございますが、契約手続のときに、役所から紙の契約書を手交されるので紙とならざるを得ないという意見もございました。これについて、恐らく担当者レベルでこういう実態があるのかもしれませんが、その実態をさらに把握して、対策を検討したいと考えてございます。

5ページ、6ページは参考資料でございますので、御覧いただきたいと思えます。

説明は以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、総務省からの説明について、御議論を頂戴したいと思います。

まず、私から総論的な話で、6月の取りまとめでは、今回は御検討の結果についてヒアリングをして、意見交換をして、最終的な決定をブラッシュアップしていただくという話だったのです。今日お伺いした中身だと、まだ中間的な検討の過程を御紹介いただいた形で、来年の3月までにきちんとした方針が出るのかという点で、私は若干危惧しております。そういう意味では、作業を早めていただきたいということでございます。

その上で、国・地方IT化・BPR推進チームの報告書でも電子応札率60%という目標を既に掲げていらっしゃると思いますので、これに向けてどう具体的に60%まで引き上げるのかという方策も、これまでの検討の結果として、具体的にその際、ぜひ示していただきたい。もう一回どこかのタイミングで、スピードアップして御検討いただいた作業結果を御披露いただきたいと思えますので、その点はよろしく願います。

では、個別的な話に入ります。

大崎専門委員、お願いいたします。

○大崎専門委員 ありがとうございます。

手続の改善に法人番号を活用するというのは、ぜひ前向きに進めていただきたいと思うのですが、加えて、個人事業主の場合についてなのですけれども、現在、マイナンバーで得られる情報では十分ではないという考えもあると思うのです。今後、軽減税率の導入のときに何らかの番号を付す必要が出てきて、それとマイナンバーとを連携させれば、その番号をこういった経済活動的なものの確認にも使えるのではないかみたいな考えもあるように私は思うのですが、その辺はどう検討されているのでしょうか。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

○犬童課長 まだ個人番号の方まで検討は行っておりませんが、御指摘のとおり、個人事業主のようなところについては、個人番号の検討の余地はあると思えます。法人番号の在り方と併せて、含めて検討していくことが必要であろうと考えています。

○大崎専門委員 それについて、今のマイナンバーというのは、よくも悪くもプライバシー保護の観点で余りにも扱いが重厚にできているところがあって、恐らく提出する側にとっても、受け取る官庁側にとっても、そんなに使い勝手のいいものではないと思うので、

ぜひ、こういう経済活動専用の個人事業主の方だけの、法人番号並みに使いやすい公開性もあるような仕組みを検討していただければと思います。

○高橋部会長 その点、ぜひよろしくをお願いします。

関連して、ほかはいかがでしょうか。

林委員、お願いいたします。

○林委員 ありがとうございます。

意識の高い担当者の方が担当してくださっていると思いますので、大いに期待しております。よろしくをお願いします。

この調達総合情報システムというものなのですからけれども、4ページで、入札手続の②に「書類提出時の添付ファイル」という言葉があります。これからも添付ファイルの形であるのでしょうか。我々は少し情報の量が多いものは、添付ファイルの形ではやらないような実務のほうが多いと思うのです。どうなっているのでしょうか。

○犬童課長 添付ファイルを不要化するというのはバックオフィス連携でやっていくのでしょうかけれども、一部残るものについては、添付と言うのか分かりませんが、電子的にあわせて送っていただくというシステムとなるのではないかと。

○林委員 受ける側の方のサーバーにアクセスナンバーを作って、その番号で情報をアップしていくという形で我々はやっているのですけれども、そういう形にはしないのですか。

○犬童課長 そういうやり方までは検討の視野には入っていませんでした。先ほど、部会長からもスケジュール感を持ってという話があったので、このシステム自体が、次期システム導入が平成32年1月からとなっています。それまでにいろいろと仕様も定めていかなければいけませんので、来年の秋ぐらいいまでは仕様を固めないで32年1月には間に合わないということもありますので、来年の秋ぐらいいまでに仕様を固める中で、御指摘を踏まえて、今、おっしゃったようなやり方も検討してみたいと思います。

○林委員 ぜひよろしくをお願いします。添付ファイルのサイズを拡大するのではなくて、やり方自体をアップデートしていただければと思います。

○高橋部会長 今、平成32年とおっしゃいましたか。

○犬童課長 はい。

○高橋部会長 そうすると、事務局、これは3年にはかからない、3年を超えてしまうということですかね。

○石崎参事官 平成32年3月が3年間の取組期間の期限だと思います。

○高橋部会長 ある意味、4月からスタートすればということですか。そこはこれに向けて具体的にどれだけ削減できるかを算出してもらおうということになりますね。新しいシステムがスタートした場合に、どう削減できるかということのはっきり明確にさせていただく。

ほかはいかがでしょうか。

堤専門委員、お願いします。

○堤専門委員 短くですけれども、3ページの各省庁からの主な意見の概要で、1つ目の

登記事項証明書の②、納税証明書でも②のところ「情報連携が可能となり」という形で、法人番号の活用という先ほど大崎専門委員がおっしゃった部分のところ、可能であるということを実感していらっしゃるのですから、ぜひ可能ですからやりますという形で進めていただくことを強くお願いしたいと思います。

特に、これがすごく大事なのだよということ認識していただくために誓約書を別途出しているということですが、当たり前ですが、この第3号に該当しない商売をするということは事業者にとっては当たり前のことなので、わざわざ別にこの誓約書を別途にしていたかなくてもというところがございますので、本論のほうに集約していただければと思います。ぜひ対応をよろしくお願いいたします。

○高橋部会長 佐久間専門委員、お願いいたします。

○佐久間専門委員 今、堤専門委員が指摘されたことに重なるのですが、登記事項証明書だけに限ってコメントさせていただきますと、これは当然法務省との間で法人番号のやりとりができれば全く必要がない。今でも登記事項証明書は電子的に取れる、これは事業者が取れるわけですから、システムの多分それはでき上がっている、これをまず法務省との間でどういう形で進めるかという検討は進んでおられると思うのですが、その状況を教えていただければと思います。

○犬童課長 官民データ活用推進基本計画の中で、登記事項証明書のバックオフィス連携については、平成32年度を目指して法務省と検討している最中でございます。この登記事項証明書のバックオフィス連携については、向こうの調整状況を踏まえて対応していけることになるのではないかと考えておまして、検討中であります。

○高橋部会長 この登記事項証明書と納税証明書は、やりますということをご希望の方針化していただきたいと思うのですが、それは現時点ではなかなか難しいということですか。

○犬童課長 バックオフィス連携を担当しているのはまた別の部署なのですが、こちらで、登記事項証明書についてはある程度道筋はできています。ただ、納税証明書についてはまだ検討中の段階だと伺っていますので、やれるところから、向こうのほうで整理がついたところからこちらに導入していくことになっていかざるを得ないと思います。

○高橋部会長 それは国税庁がまだ調整できていないという話でしょうか。

○犬童課長 そういうことでございます。

○高橋部会長 では、そこは国税庁を呼んでお聞きしないといけないということですか。総務省としても、ぜひ積極的に国税庁に働きかけて頂きたいと思います。登記事項証明書ができて納税証明書ができなかったら、効果がほとんど減殺されてしまいますので、そこは法務省がやると言っているのだから、足並みをそろえて国税庁もやってくださいということ強く総務省から言っていないと、御自身の取組が減殺されてしまうことになりまますので、そこはぜひお願いしたいと思います。

○吉田総括審議官 政府内のものがございますので、今、部会長がおっしゃるように、我々の立場から、基本的にはここにありますように、できるだけ紙の世界からデジタルの世界



への移行を進めていきたいというのが我々の本旨でございますので、その働きかけというものを十分継続してまいりたいと思っています。

○高橋部会長 ありがとうございます。

それから、この4ページですが、例えば営業経歴書はかなり省略できる事項はたくさんあるのではないかと。例えば「法人番号」は要らないのではないかと思いますし、他にも「主たる事業の種類」などもどこかで調べればすぐ分かるような話ですし、かなり項目を省略できる部分が沢山あって、そういう意味では、全体として添付書類、このぐらい省略できますというめどが、検討が進められれば3月ぐらいにはおできになると思いますので、ぜひ、どのくらい削減できるのか、そこまで次はお示しいただければありがたいと思います。そこら辺、お願いできますでしょうか。

○犬童課長 3月までに取りまとめられるような調整を各省とやっていますので、できる限りの対応をしたいと思います。

○高橋部会長 そういう形でお取り組みいただければ、どのくらいでできるというめどがつかれると思います。全体として、入札・契約についてはまだ数値目標をお願いしていませんが、我々としても、ある進捗がついた段階で、20%削減に見合った数値目標みたいなものを、目途として明らかにしていただきたいとは思っています。その辺は作業が進めば可能でしょうかということをお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

○吉田総括審議官 基本的には、私どもといたしましても、できるだけ数字を挙げていきたいと思っております。ただ、基本的には民間の方に、義務付けまではもちろんできませんので、どうやって使い勝手をよくしていったって、それを使っていただくのが、現状に比べて民間の立場からしても、よりコストエフェクティブで便利であるかを感じていただくことが必要だと思っております。ある意味では文化の問題みたいなところがあって、それは申請されるサイドのBPR的な問題もあると思います。

ただ、恐らく現時点では、今はまだ紙のほうが便利だと思っていらっしゃる方が実は沢山いらっしゃると思います。それは我々サイドのシステムの使い勝手が悪いことに起因するものも非常に多いと思うのですけれども、ある程度の普及、周知・啓発活動的なものを行い、1回でも利用していただくと結構それで使えるではないかということで上がっていく。もちろんだという形で数字をお示ししていくかは分かりませんが、今、御議論いただいているような形で、制度的なものを解消していくと同時に利便性を感じていただいて、これを使ってもらおうという一種の普及・啓発的なところ、こういうところは、それぞれの担当の各省などにも御協力をお願いして進めていく必要はあるかと思っています。

○高橋部会長 添付書類等については、項目を減らせば電子化と関わりなく客観的に減る話でございますので、その辺も含めて、ぜひ数値化の話、御検討いただければと思います。

もう一つ、システム障害について、いろいろと柔軟にやっっていらっしゃいますというお話なのですが、事業者の方は御存じない方もたくさんいらっしゃると思います。そういう危惧があっても十分に大丈夫ですということを事業者にぜひ御周知いただければと思いま

す。その辺もぜひ普及のためにはお願いしたいと思います。

他はいかがでしょうか。何かあれば、お願いします。

田中専門委員、お願いします。

○田中専門委員 ありがとうございます。

3ページの添付書類についてですけれども、法人番号の活用により提出を不要とする方向で検討していただくことはもちろん重要だと思うのですが、そもそも競争参加資格申請の際に、これらの添付書類が本当に必要なのかという点についても検討の余地があると思います。例えば、申請時には申請書類のみを提出することとして、ある程度絞り込まれた段階で確認のための添付書類を要求するというやり方もあり得ると思いますが、そのようなやり方は難しいのでしょうか。

○犬童課長 これは入札の前段階の資格を取得するための手続ですので、申請時で資格を与えるかどうか判断をしなければいけないということで、最初の段階で提出いただきたいというのが今までのたてつけだったと思います。

○高橋部会長 他はよろしいでしょうか。

電子をやった上で紙を手交する実務は、ぜひ根絶していただきたいと思います。その辺も含めて、今日の議論を踏まえて、再度御結果をお示しいただきたいと思います。

以上でよろしいでしょうか。

これで総務省からのヒアリングをおしまいとしたいと思います。

今日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

○吉田総括審議官 どうもありがとうございました。

(総務省退室)

(国土交通省入室)

○高橋部会長 続きまして、国土交通省より、資料2-2につきまして、御説明を頂戴したいと思います。

本日はお忙しいところ、どうもありがとうございます。時間の関係上、10分ということでお願いいたします。よろしく願いいたします。

○平田課長 国土交通省の建設業課長でございます。

公共工事関係の契約の締結に関する提出書類の負担の軽減ということでお話をいただいております。幾つか担当のほうで分かりますので、3人で随時説明をさせていただきます。

まず1つ目の経営事項審査の書類の提出・作成負担の軽減についてでございます。これにつきましては、経営事項審査に当たりまして、今まで様々な申請書類あるいは確認書類を求めてまいりましたけれども、方向性としましては、こういった許可、経営事項審査の書類の簡素化を図ることとともに、電子申請化を進めようとしてございます。将来的に電子申請化に向けた調査検討を行うために、来年度の概算要求の中で、そういった電子化の

検討経費を盛り込んで要求をしてございまして、それが予算措置された場合には、しっかり来年度以降、そういった検討を進めて、関係者の負担軽減に努めてまいりたいと考えてございます。

私からは以上でございまして。

○内田課長 続きます、国土交通省地方課長の内田でございます。

資料2枚目、中央公共工事契約制度運用連絡協議会に関する取組でございます。加入を働きかけるようにということで6月に御指示をいただいておりますけれども、加入を要請いたしました結果、この資料の赤字で書いてある機関、中央省庁で申しますと4機関、独立行政法人が新たに52機関、この協議会に参加していただけることとなりまして、計87機関となりました。現在、新たに入っていたところを中心にアンケート調査を行っております。例えば、独自の資格審査の基準を持っているのか、国の基準をそのまま使っているのかですとか、こういうことを確認しております。資格審査につきましては、2年に一度行っております、次回が平成31・32年度の資格審査になります。業者側からの手続は来年の秋以降に始まることとなりますので、そこに向けまして、関係者の申請様式の統一化に向けた調整を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○田村室長 続きます、国土交通省技術調査課で、課長が所用なので、田村より御説明します。

3点目の地域発注者協議会の場を活用した入札・契約手続の簡素化に向けた取組ということで、資料は3ページになります。

国、全ての地方公共団体等が参画する「地域発注者協議会」を活用しまして、入札・契約手続の簡素化等に係る取組について発注者間で情報共有を実施しました。

1つ目に、提出資料の簡素化でございます。4ページでございますけれども、現行方式については、15種類、約70枚を参加者全員に求めていたものを、参加者全員には1枚を求め、上位3者に対して、その正式な書類を求めるといったような取組に関して、先般の6月のこの取りまとめの後、地方公共団体にも地域発注者協議会の場を通じて周知したところでございます。

また、発注見通しの統合・公表ということで、これらについても、地方公共団体とともにブロックごとに統合して取りまとめ版を公表するというところで、参加団体としては、国、都道府県、市町村約800団体ということでございます。引き続き積極的な情報共有、相互連携に努めていきたいと思っております。

以上です。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、質疑をしたいと思います。いかがでしょうか。

川田専門委員、お願いします。

○川田専門委員 どうもありがとうございました。

この部会で対応をお願いした点について御報告いただいたわけですが、その中で4ページ、参加資格確認資料について確認させて下さい。これまで、参加者全員に15種類、70枚を求めていたものを1枚にして、その後、落札候補となる上位3社に改めて書類を求めることにしたと。一見、簡素化になったのかなという気がするのですが、その15種類、70枚の資料の必要性についてもご検討されているのでしょうか。

○田村室長 こちらについては、例えばそれぞれの企業の実績ですとか、そういったものに関する書類を求めています。これについては、工事ごとに枚数が変わったりなどしておりまして、この辺の簡素化についても、他の資料で代替できないかとか、そういった部分の検討は引き続き進めているところでございます。

○川田専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○高橋部会長 大崎専門委員、お願いします。

○大崎専門委員 私もこの手続について質問したいのですが、評価値上位3者に参加資格確認資料の提出を求めるといことと、事実上、3者しか応札できないというようにも感じられるのですが、そういう理解なのですか。

○田村室長 私の説明が足りずに済みません。4ページの右側でございますけれども、参加者全員に簡易技術資料という形で、それぞれの評価値を御自身で記入していただくということをやります。参加者が10者いれば、10者分の評価値はこの紙1枚で記載していただいて、価格とあわせて入札をしていく。ただ、その自己申請した評価値が正しいかどうかというのを、最終的に落札者を決定する前に確認をするということで、その証明書類をもらう形を採っております。

○大崎専門委員 そうすると、評価値が上位3つに入らなかったところが落札するケースもあり得るとお考えで、その場合に何か追加資料を求めるといことなのですか。それとも、結局評価値が上位3者にならない限り、落札はしないといことなのですか。

○田村室長 我々の公共工事の落札については、競争参加資格確認資料という評価値を書いた、工事の同種とか類似の実績を書いた資料と価格とを総合的に評価して、上位3者を決めることになっておりまして、その結果で出てきた上位3者に対して、今回確認資料を求める形になりますので、その確認資料が正しければ最上位者が落札をする。その確認資料に仮に虚偽の記載があれば、次点者の資料を確認しまして、そこが全て正しければ丸といことになるような形になっております。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。

堤専門委員、お願いいたします。

○堤専門委員 とても気になるのは、今まで15種類、70枚の書類を出していたときに、4者目にあったところが、逆に書類が一杯あったら最終候補の上位3者に入る可能性があったのかどうかといことなのだろうと思います。要は、非常に簡易な1枚物に確認資料をしてしまったがためにと。今までたくさんあったものと、それは1枚でも変わりませんと

いうことであれば不安はないのですけれども。

○田村室長 項目を削除はしておりませんので、今までと同じ項目に対して、御自身で、例えばトンネル工事のこういうことをやったことがありますということで、それが同等であれば何点と書いてあります。それは自分でも分かりますので、やったことがあるということと点数を書いてもらうことになります。項目を減らしているわけではないので、実際に技術力の評価が、ここの左と右で変わるようなことはございません。

○堤専門委員 ありがとうございます。

○高橋部会長 要するに、自己責任のところを増やしたということですね。

○田村室長 御指摘のとおりです。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。

田中専門委員、お願いします。

○田中専門委員 この簡易確認型のやり方は、実現すれば、入札したけれども落札できず、結果として添付書類を揃えるための時間や費用が無駄になるということが少なくなり、全体として行政手続に要するコストを削減することができて、とてもよいやり方だと思います。お伺いしたいのは、このやり方は国土交通省が行う公共工事についてのみ可能なことなのか、それとも他の公共工事にも展開できるとお考えなのか、率直な感想を教えてください。

○田村室長 もともと国土交通省でも29年度から取組を拡大して進めていますが、全ての工事できているわけではございません。一方で、一部の県では既にこの取組をしております、我々もその取組が直轄工事、国が発注する国交省の工事でも適用できるのではないかとということで検討を進めて、一部工事でこれを適用しているということで、その取組を、今般、全ての地方公共団体にも、それぞれの発注者で御検討いただくようにこの秋ごろに周知をしたところでございます。

○高橋部会長 そういう意味ではコスト削減には非常に有効な取組だと思います。普及の数値目標を掲げて、ぜひ3年間の我々の期間中に積極的に取り組んでいただければと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○田村室長 各都道府県とか市町村の入札・契約方式というものは。

○高橋部会長 地方は地方として、みずからの国の普及の目標ということで、いかがでしょうか。

○田村室長 国の直轄工事については、数値目標の、何割程度それをやるかについては検討を進めていきたいと思えます。

○高橋部会長 ぜひ数値目標化していただければありがたいと思えます。

他はいかがでしょうか。

佐久間専門委員、お願いします。

○佐久間専門委員 どうもありがとうございます。

この資料で言うと1ページ目の経営事項審査申請書類の簡素化、この中身がどうなって

いるのか、私がフォローしていなかったのか、よく分からないのですが、今の説明だとちょっと分かりにくかったので説明していただければと思います。

○平田課長 先ほど、電子申請化を中心に説明してしまいましたけれども、求めている確認書類の簡素化も取り組みたいと思っておりますが、具体的にどこの書類をどの程度というところについては、電子申請化と併せて検討していきたいと思っております。

○高橋部会長 林委員、お願いします。

○林委員 同じく1ページの電子化については、いつまでに電子化を完成させる計画になっているのでしょうか。

○高橋部会長 まとめて、お願いします。

○平田課長 来年度の予算措置がされれば、今後検討していくこととなりますが、システム構築の時間等もございますので、概ね3～4年程度を見込んでおります。

○高橋部会長 我々の取組期間は3年でございますので、ぜひ3年をめどに積極的に取り組んで頂きたいと思っております。予算当局とのお話もあると思っておりますが、所管省庁としては3年で実施する目標で取り組んでいただければありがたいと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○平田課長 担当の思いとしては、一日でも早くと思っておりますが、システム構築の関係もございますので、いずれにしてもなるべく早くやりたいと思っております。

○高橋部会長 それから、佐久間専門委員、今の御回答でよろしいですか。

○佐久間専門委員 今日は具体的なお話ができる段階ではないということだと理解したのですが、また別途、説明を聞かせていただければという理解でよろしいでしょうか。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

○平田課長 いずれにしても検討は進めてまいりますので、いずれかのタイミングで御説明を求められれば、参りたいと思っております。

○高橋部会長 申請自体の電子化と簡素化は連動させなければいけない話ではないような気がいたします。電子化に向けては必須だと思いますけれども、ぜひ前倒しでその部分は検討していただいて、我々にその結果を教えてくださいというのが佐久間委員の思いだと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○平田課長 許可とか経営事項審査の手續全体の、どこをどうスリム化できるか、効率化できるかという観点で全体を見直す中で、簡素化及び電子申請化を検討していくということだと思いますが、確かに先行してできる部分も物によってはあろうかと思っておりますので、いずれにしましても、検討する中で必要に応じて御報告をさせていただきたいと思っております。

○高橋部会長 大崎専門委員、お願いします。

○大崎専門委員 今の件についてなのですが、私は素朴に疑問に思いましたのは、簡素化は、とにかくそういうものが必要か必要ではないかという観点から、直ちに検討できるのではないかと。システムの開発などとおっしゃったのですが、システムはその簡素化された手續に基づいて開発するのが筋なので、システム上どうであるかということ

によって手続の内容が変わってくるのは、むしろ変なのではないかと思うのです。ですから、簡素化は早急に、もう紙ベースでやっている中でもやれるのではないかと思います。

○平田課長 言葉が足りませんでしたけれども、いずれにしても、これは手続全体を見直さなければいけないという中で、どこをスリム化できるか、どういったものが省けるかということを議論、検討しながら、最終的に電子申請化ということになると思います。もちろん途中でできることがないと言うつもりもありませんので、そのところはいずれにしても検討させていただければと思います。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。

それでは、協議会の話でございますが、まず様式の統一、これは国の独法の話を含めてのことでございますので、やる気になればしっかりできると思います。積極的にお願いしたいと思うのですが、これは平成30年度からできないのでしょうか。この辺はいかがでしょうか。

○内田課長 もともと資格審査は2年に一度、これまでもずっとやってきているものでありまして、基本的にその2年間、例えば工事でAランクになっている人をAランク、そのまま固定した形で運用してきておりますので、次回の見直しに合わせて、まとめて受け付ける作業はこれまでも2年に一度やらせていただいているものですから、その期間を目標時点としてやらせていただければと思っているところでございます。

○高橋部会長 では、29、30はもう終わっているとは。

○内田課長 昨年から手続をとりまして、29、30の分はもう終わって、その結果に基づいて、今、工事の運用などを行っているということでございます。

○高橋部会長 分かりました。では、ちょっと難しいところですね。

他、いかがでしょうか。

全体として、ここは極めて重要な手続でございますので、事業者の手続負担感も結構大きいところでございますので、中小企業の関心も非常に高いところでございます。そういう意味で、この建設業の認可から経営事項審査、入札参加資格、個別の入札・契約について、全体を通して20%削減目標に見合った形で数値目標を立てて、この期間に取り組んでいただく。そういうことはお願いできないでしょうかということをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

これは課長さんだとなかなかお答えできないでしょうか。

○平田課長 数値目標の件について、お尋ねするようで恐縮ですけれども、部会長がおっしゃった20%というのは。

○高橋部会長 重点事項です。

○平田課長 何をもって20%。

○高橋部会長 全体として、今の時点で業者の負担を計測していただいて、それを最終的に期間達成の平成32年に。

○石崎参事官 書類作成の作業時間です。

○高橋部会長 書類作成の作業時間について、基本的には32年3月の時点で20%削減という形で、ほかの省庁は重点事項については全部お願いしていることとのバランスもございます。大きな負担だということもございますので、数値目標ということも含めて御検討いただければというお願いでございます。

佐久間専門委員、お願いします。

○佐久間専門委員 この2ページの中央公共工事契約制度運用連絡協議会で、非常に多くの団体が新規にここに入られたということで、大変すばらしいことだと思うのですが、国公立大学も非常に大きいシェアを占めると思うのですが、それは入っていないのでしょうか。それはなぜ入らないのでしょうかという非常に素朴な疑問です。

○内田課長 基本的に今回、そういう意味では、中央省庁と独立行政法人を対象にお声がけをしたということでありまして、我々からすれば、公的な発注をしている機関について、この協議会に加盟していただき情報交換等をしていただくこと自体は、我々として全く何か抵抗とか問題があるわけではございません。

○高橋部会長 独法と言うと国立大学は外れてしまうのですが、ただ、準じた組織でございますので、そこはまた改めて働きかけていただけるということで、そこは、障害はないということでもよろしいでしょうか。

○内田課長 はい。

○高橋部会長 では、そこはよろしいでしょうか。

最後に、今、急に数値目標という話をしましたので、お持ち帰りいただいて、よく省内で御検討いただければと思います。

他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、時間が過ぎてまいりましたので、ここまでとさせていただきます。

国土交通省の皆様方、本日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。引き続き、よろしく願いいたします。

(国土交通省退室)

○安念部会長代理 高専はこれで一まとまりになってしまうから入っているのですね。

○高橋部会長 高専は独法ではないから。

○安念部会長代理 だから、国立高等専門学校機構という一まとまりの独法があるから入っているということなのだね。

○高橋部会長 そうです。そうだと思う。独法でしょう。

○安念部会長代理 これ自体がね。だから、国立大学は一つ一つが独法みたいなものだから。

○高橋部会長 というか、独法と考えていなかったのですよ。

○安念部会長代理 そういうこと。私もよく分かる。

○佐久間専門委員 でも、ここに独法ではない株式会社も入っていますから。

○高橋部会長 そうなのですからけれども、抜け落ちていたということだと思いますよ。



○林委員 「等」と書いてある。

○安念部会長代理 別に悪気があったわけではないのだと思う。忘れていましたと、それだけのことなのだと思う。

○佐久間専門委員 実態から言うと非常に大きいですから。

○高橋部会長 そうですね。

それでは、次の議題に移ります。独立行政法人の入札参加資格審査（物品・役務）についてでございます。だから、これは独法だけですね。独法における物品・役務に関する入札参加資格の国との統一運用について、事務局は取組状況を確認しております。

確認結果について、事務局より御説明を頂戴したいと思います。

○石崎参事官 資料3と資料4を御覧ください。

「1. 取組概要」ということでありますけれども、先ほどの6月26日のペーパーで、独法の入札参加資格については、国との統一運用を行っていない独立行政法人の所管省庁は見直しを進める。それから、物品・役務の入札について、国が資格審査（統一参加資格審査）を行っている、その結果を活用することで、独立行政法人ごとの書類の徴収、審査の効率化を図れないかの検討を行うということであります。

「2. 取組状況」でありますけれども、今、国が所管している87法人、独立行政法人がありますけれども、その入札参加資格、統一参加資格との統一運用については、各省を通じて確認しましたところ、今、行っている、もしくはこれから行うということが、資料4の（1）の欄にありますけれども、全ての独立法人が統一運用を行う旨の意思を示しております。

他方、幾つかの独立行政法人は、引き続き幾つかの書類について求めたいということでありまして、それが2.の（1）からでありまして、例えば登記事項証明書、これは4法人がまだ改めて求めたい。これは中小企業が多数を占め、国の競争入札資格の保有率が半数以下であるということで、全事業者に対して一律同じ書類を求め審査を行っているとか、国への申請時点では有効であっても、独法への申請時点では有効とは限らないと。

同じように、2ページ、納税証明書、財務諸表、営業経歴書、誓約書・役員名簿等につきましても、独自に書類を求めるといふ法人がまだ若干ございます。

3ページ、（2）その他の書類、（1）のほうは典型的な国と同じ添付書類でありますけれども、それ以外についても、個別事情により、以下書類についても引き続き求めたいということで、営業所の一覧ですとかISOなどが、若干の法人がございます。例えばコンプライアンス面の確認ということで、公的研究の不正防止に係る誓約書など、幾つかございます。

これにつきましては、事務局の方で独自にといふところはあるのですが、ほとんどの法人が国との統一運用で特段改めて書類を求めないということになっておりますので、その結果を改めて各省庁に示した上で、可能な限り統一運用を行う、別途の書類を求めない方向で、引き続き各省に対応を求めていきたいと考えております。

○高橋部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問等があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

大崎専門委員、お願いします。

○大崎専門委員 統一されていないものについても2つのケースがあると思っています。1つ目は、国よりも緩やかな運用をするので、国の書類審査だけでは不十分であるという考え、2つ目は、ここで何度か出てくるのですけれども、国の資格申請時点では有効であっても今は有効か分からないとか、誓約書の宛名が国になっているのでは、独法として警察に情報を提供できないとか、若干そう言う問題なのですけれども、へ理屈に近いようなものと両方あると思うのです。ですから、入札参加者が今まで広がった門が閉ざされてしまうような格好で統一化するのは、むしろ本来の趣旨に反すると思いますので、その点はよく、とにかく何でも一緒にすればいいというものではないということは、事務局でもそういう御認識だと思えるのですけれども、ぜひ徹底していただきたいと思います。

○高橋部会長 どうもありがとうございます。

先ほどの話ではないのですけれども、国立大学はどうなるのでしょうか。これは事務局に予めもう一回御作業をお願いすることになりますでしょうか。

○石崎参事官 事務局のほうで検討させていただいて、また部会長と御相談させていただきたいと思います。

○高橋部会長 文科省に聞けば、そこは文科省から言っていただければ大丈夫だと思いますので。

他はいかがでしょうか。

幾つかあって、研究不正の誓約書を求めるなど書いてあるのですけれども、これは研究委託だけの話で、それ以外の競争入札については全然関係ない話だと思います。そこは明確にさせていただく。要するに、研究委託については仕方ないと思いますが、それ以外については、自分の所管しているところでも国に合わせていただくことをやっていただくことは必要であろうと思います。

厚労省関係で、何か知らないけれども、社会保険料の徴収がちゃんとできていないと、厚労省の独法の入札には応じさせないというのは、これはいかがなものかと。江戸のかたきを長崎で討つのは行政法的にいけないという昔から言っていることから言いますと、自分の所管の仕事だからといって全く違う関係のことをやっていないとおまえは俺の仕事はさせないみたいなものは、行政法的におかしいと思います。これはやめていただくのがいいのではないかと思います。事務局はそこら辺、いかがでしょうか。

○石崎参事官 事務局のほうから、今日いただいた御意見、各省に伝えた上で、検討を促したいと思っております。

○高橋部会長 他はよろしいでしょうか。

田中専門委員、お願いいたします。

○田中専門委員 先ほども述べましたが、本当に競争入札参加資格審査時に全ての添付書類の確認が必要なかが疑問でして、そこは先ほど国土交通省から説明のあった簡易確認型のように、申請時には自己責任で申請書類を作成し、ある程度絞り込まれた段階で添付書類の提出を求めて確認作業を行えば足りるような気がいたします。それを独法のほうにも聞いてみるというのにはあり得るかと思われまます。

○高橋部会長 国と合わせろと言っているところなので、今の話はもう一回国交省にしっかり、簡素化はできませんかとお願ひできるのではないか。ある程度最低限のことだけ確認して、実際の落札時に自己責任のところ合っていないければ、おまえは落ちるだけだということできませんか、というお願ひを国交省にもう一回ぶつけてみるということで、そこはよろしいでしょうか。

佐久間専門委員、お願ひします。

○佐久間専門委員 今、田中専門委員が指摘されたことと関係するのですけれども、先ほど大崎専門委員が言った、国の申請時に有効であっても独法への申請時点では有効とは限らないということであれば、有効ではないところだけ出せばいいということなのかどうか、これがちょっとよく分からない。変更点があったら変更しているところだけ出せばいいので、変更がなかったら出さなくてもいいということできむのではないかというアプローチの仕方もあるので、その辺も検討していただければと思います。

○高橋部会長 それは各省にお伝ひいただくことにします。確かにそのとおりですね。要するに、変更がなければ有効だという前提で取り扱えばいいでしょうと、そういう御趣旨だと思います。どうも御指摘ありがとうございます。

川田専門委員、お願ひします。

○川田専門委員 確認なのですけれども、これは役務と物品の入札に関することなので、総務省の所管だという認識でよろしいわけですね。

もう一つ、私は意味が分からなかったのですけれども、例えば、独自に登記事項証明書を求める理由として、中小企業が多数を占め、国の競争入札参加資格の保有率が半数以下だからとありますが、国の競争入札参加資格と独法が求める資格が違うということは、実態としてあるのでしょうか。

○高橋部会長 事務局、いかがでしょうか。

○石崎参事官 恐らく、これを挙げている独法というのは限られておりますものですから、その独法の固有の事情があるのかもしれませんが。確認はしてみます。例えば資料4で言いますと、今、御指摘いただいたもので言いますと、外務省所管の国際協力機構、いわゆるJICAが提案公募に限って言うとなつておるとかという説明になっておりますので、確認してみます。

○高橋部会長 どうも御指摘ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お時間が参りましたので、ここまでとさせていただきます。

本日の議論を踏まえて、各省庁には取組を進めていただくとともに、今後も必要に応じて、行政手続部会でも取組状況の確認を行ってまいりたいと思います。

本日の議事はこれで終了いたしますが、最後に事務局から何かございますでしょうか。

○石崎参事官 次回の会議日程は、後日事務局から連絡させていただきます。

○高橋部会長 それでは、会議をこれにて終了いたします。

委員、専門委員の皆様におかれましては、連絡事項がございますので、そのままお待ちください。よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。